

産業サポートネットやすぎ 展示会・商談会出展促進プログラム要綱

産業サポートネットやすぎ
平成21年6月1日
(平成25年8月1日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、市内の個人、中小企業又は団体等の主体的かつ積極的な出展事業を支援し、継続的な販路を得ることで安来市の域外マネー獲得の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 産業サポートネットやすぎ(以下「SSY」という。)は、安来市から委託を受け、展示会・商談会出展促進プログラム(以下「プログラム」という。)を実施する。
- この要綱において、「出展」とは、継続的な販路開拓を目的して商談会、展示会等に出展し行う営業活動をいう。
 - この要綱において、「支援事業者」とは、支援決定を受け、展示会・商談会等に出展する事業者をいう。
 - この要綱において、「対象事業」とは、支援金の対象となる出展事業をいう。
 - この要綱において、「支援金」とは、SSYからSSY以外の者に対して支払われる金銭をいう。

(実施期間)

第3条 このプログラムは、当該年度ごとにSSYの定める予算の範囲内で実施する。

(支援事業者)

第4条 プログラムの申請ができる者は、安来市内に居住する個人事業者又は市内に立地する中小企業及び団体等で、第1条の目的に合致し販売促進に強い意欲を有する者で、以下の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 申請時において、市税の滞納をしている者
 - 法令違反等により、何らかの拘束を受けている者
 - 不渡り処分等により、金融機関との取引停止中の者
 - 制限行為能力者に該当する者
 - 許認可等を要する事業(商品・サービス等)において、許認可等を受けていない者、又は許認可等を受ける予定のない者
 - 事業実施に伴う責任を負えない者
 - この要綱に定める事項を順守できない者
 - SSYが、出展による効果の見込みがないと認める者
 - その他、SSYが相当の事由により認めない者
- 申請は、申請者あたり年度に1回を限度とする。
 - 同一の対象事業への出展は、通算3回までとする。

(対象事業)

第5条 対象事業は、第1条の目的の達成に寄与する事業とし、市外で開催される次の各

号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 商品等の販路拡大、売上増加に資する展示会事業
 - (2) 商品等の販路拡大、売上増加に資する商談会事業
 - (3) その他、目的の達成に資する事業でSSYが認める事業
- 2 対象事業は、前項に加え次の各号のすべてに該当するものとする。
- (1) 出展により、申請者を中心に市内の産業振興に実施効果が見込まれるもの。
 - (2) 出展により、同一会場において不特定多数の事業者との商談機会が見込まれるもの。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。
- (1) 安来市の主催、共催、助成、委託による事業で、開催及び出展に係る経費の相当額を支援、又は軽減されている場合。
 - (2) 安来市からの助成を受けている団体等の主催、共催、助成、委託による事業で、開催及び出展に係る相当額を支援、又は軽減されている場合。
 - (3) 他の団体からの支援により、経費の相当額を填補されており、SSYにおいて支援対象と認めない場合。
 - (4) 出展会場における販売行為が主なもの、又は行うことで相当の売り上げが見込まれる場合。
 - (5) 特別の事情により出展に係る経費の発生が見込まれない場合又は、経費の積算が示されない場合。
 - (6) 出展に際して、既に同一の事業、商品、サービスでの出展、又は他の事業者、団体からの支援申請がなされている場合に、同一の出展と認められる場合。
 - (7) その他、SSYにおいて適当でないと認める場合。

(支援金)

第6条 支援金の交付対象経費は、対象事業への出展に要する次の各号に掲げる経費のうち、SSYが必要と認めるものとする。

- (1) 出展小間料及び会場使用料
 - (2) 展示ブース装飾費
 - (3) 商品・技術のPR媒体製作経費
 - (4) 展示物の輸送費
 - (5) 出展担当者1名分の旅費
 - (6) 展示会の期間に雇用するアルバイトに係る人件費
 - (7) その他、SSYが必要と認める経費
- 2 支援金の額は、前項に掲げる対象経費の合計額の1/2以内の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、15万円を上限とする。
- 3 他の団体が交付する助成を受ける場合には、第1項の対象経費の合計額から他の団体からの助成額を除いた額を支援対象として算定する。

(申請方法)

第7条 プログラムを申請しようとする者は、対象事業開始前に次に掲げる事項を記載した出展支援申請書兼支援予定通知書（様式第1号）にSSYの定める書類を添えて、SSYに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所、連絡先
- (2) 出展する事業の名称、主催者、目的、内容、出展経費
- (3) 申請者の出展内容、計画、想定される効果

(支援の内定)

第8条 S S Yは、事業の申請があったときは、これを審査し、目的及び金額等が適正であると認めるときは、速やかに支援予定の決定を行う。

2 S S Yは、決定内容を記載した出展支援申請書兼支援予定通知書により、支援事業者に通知するものとする。

(支援条件)

第9条 支援の決定にあたり、S S Yが適正な対象事業遂行に必要なと認める場合には、計画の変更等、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第10条 プログラムの申請をした者は、出展支援申請書兼支援予定通知書を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して7日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る支援決定は、なかったものとみなす。

(申請内容等の変更)

第11条 支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにS S Yに報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 対象事業に要する経費の配分を3割以上変更するとき

(2) 対象事業の期間、内容を変更するとき

(3) 対象事業が中止となったとき

(実績報告)

第12条 支援事業者は、対象事業が完了したときは、その成果を記載した実績報告書兼請求書(様式第2号)にS S Yが必要と認める書類を添えて、S S Yに提出しなければならない。

2 前項の実績報告の提出期限は、対象事業終了から14日以内とする。

(支援金の支払)

第13条 S S Yは、実績報告書兼請求書が提出された場合は、必要な検査を行い、その報告に係る成果が適正であると認めるときは、交付すべき額を確定し、支援金を申請者に支払うものとする。

2 S S Yは、実績報告書兼請求書が提出されない場合、又は申請内容と異なる場合等報告に不備がある場合には、その支援額の全額又は一部を変更することができる。

(支援事業者の遵守事項)

第14条 支援事業者は、この要綱及び法令、支援決定内容、その他指示事項を順守し、善良な管理者の注意をもって事業を実施するものとし、支援金を事業目的以外に使用してはならない。

2 支援事業者は、事業の実施に伴う全ての責任を有する。

3 支援事業者は、事業の実施に伴って発生した損害等について、S S Y及びプログラムに係る事由をもって、S S Y及びS S Yを構成する者に対し一切の異議申し立てをすることはできない。

4 支援事業者は、事業実施期間中及び事業実施期間終了後において、S S Yが情報提供

を求める場合には、速やかにこれに応じなければならない。

(支援決定の取り消し等)

第15条 S S Yは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象事業に係る支援金の決定内容の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、既に経過した期間に係る部分で取り消すことが適当でない場合は、適用しないものとする。

- (1) 支援決定後に、事情の変化等により、対象事業の全部又は一部を実施する必要がなくなったとき、又は遂行できなくなったとき
- (2) 支援事業者が、当該支援金を目的外に使用したとき
- (3) 支援事業者が、支援金の決定内容又は決定に付した条件に違反したとき
- (4) 支援事業者が当該対象事業に関し、この要綱及び法令又はそれに基づく処分若しくは命令に違反したとき
- (5) その他、S S Yが相当の事由を認めたとき

(情報開示)

第16条 S S Yは、対象事業の成果その他の情報が第1条の目的達成に資すると判断した場合には、その情報を公表または関連する機関等へ提供することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、S S Yが別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。